

指定管理料提案書
(横浜市中野地域ケアプラザ)

1. 指定管理料提案書

(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	14,825,000円	14,825,000円	14,825,000円	14,825,000円	14,825,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	☐	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円	300,000円
事業費		各事業における必要経費	☐	201,000円	201,000円	201,000円	201,000円	201,000円
事務費		・備品購入費・研修費・通信運搬費・リース代・印刷製本費、各種消耗品・賠償責任保険等	☐	1,490,000円	1,490,000円	1,490,000円	1,490,000円	1,490,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	7,300,000円	7,300,000円	7,300,000円	7,300,000円	7,300,000円
小破修繕費		・小破修繕費 474,000円		474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>						
施設使用料相当額				-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円	-1,591,000円
合計				22,999,000円	22,999,000円	22,999,000円	22,999,000円	22,999,000円
うち団体本部経費								

※1: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.125人工)) + (地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数) + (地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人員費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	30,975,000円	30,975,000円	30,975,000円	30,975,000円	30,975,000円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人員費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	☐	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円	600,000円
事業費		・各事業における必要経費	☐	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円	200,000円
事務費		・備品購入費・研修費・通信運搬費・リース代・印刷製本費、各種消耗品・賠償責任保険等	☐	850,000円	850,000円	850,000円	850,000円	850,000円
管理費		・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	☐	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円	1,500,000円
小破修繕費		・小破修繕費 126,000円		126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医		・協力医 630,000円		630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合は記載してください。>		-2,312,000円	-2,312,000円	-2,312,000円	-2,312,000円	-2,312,000円
合計				32,569,000円	32,569,000円	32,569,000円	32,569,000円	32,569,000円
うち団体本部経費								

※2: (地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.375人工)) + (地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+ (地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	☐					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	☐					
事業費		・各事業における必要経費	☐					
事務費		消耗品費・旅費交通費・研修費・ 通信運搬費 印刷製本代	☐					
利用料金の活用		<介護保険収入等を充当する場合 は記載してください。>						
合計				6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
うち団体本部経費								

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目		積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
				令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費		・各事業における必要経費	☐	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計				154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費								

収支予算書
(横浜市中野地域ケアプラザ)

項目			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	22,999,000円	22,999,000円	22,999,000円	22,999,000円	22,999,000円
		地域包括支援 センター運営事業	32,569,000円	32,569,000円	32,569,000円	32,569,000円	32,569,000円
		生活支援 体制整備事業	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円	6,185,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			61,907,000円	61,907,000円	61,907,000円	61,907,000円	61,907,000円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	16,000,000円	16,000,000円	16,000,000円	16,000,000円	16,000,000円
		居宅介護支援事業	32,000,000円	32,000,000円	32,000,000円	32,000,000円	32,000,000円
		通所系 サービス事業	110,000,000円	110,000,000円	110,000,000円	110,000,000円	110,000,000円
			158,000,000円	158,000,000円	158,000,000円	158,000,000円	158,000,000円
	その他収入		1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円	1,000,000円
			220,907,000円	220,907,000円	220,907,000円	220,907,000円	220,907,000円
支出	内訳	人件費	160,000,000円	160,000,000円	160,000,000円	160,000,000円	160,000,000円
		事業費	16,000,000円	16,000,000円	16,000,000円	16,000,000円	16,000,000円
		事務費	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円	12,000,000円
		管理費	27,000,000円	27,000,000円	27,000,000円	27,000,000円	27,000,000円
		その他	5,907,000円	5,907,000円	5,907,000円	5,907,000円	5,907,000円
			220,907,000円	220,907,000円	220,907,000円	220,907,000円	220,907,000円
うち団体本部経費							
収支			0円	0円	0円	0円	0円

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市中野地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人	0.1250人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.5000人	1.5000人	1.5000人	1.5000人	1.5000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人	0.3750人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	4.5000人	4.5000人	4.5000人	4.5000人	4.5000人
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価				
		配置予定人数				
	②	基礎単価				
		配置予定人数				
	③	基礎単価				
		配置予定人数				

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価					
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

運営ならびに事業実施において最低限必要な人員を配置しケアプラザの事業目的を達成するため。
 ・事務職員1名配置(地域ケアプラザ運営事業と地域包括支援センター運営事業で按分)

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

団塊の世代が75歳を迎える2025年以降、人口減少が進む一方で、後期高齢者以降の人口は大幅に増加することが想定されています。そのような状況の中で、すべての高齢者が介護・医療が必要な状態になっても安心して生活できるようにするため、介護・医療・保健・福祉等の専門職による一体的なサービス提供の実現と、地域の助け合いが加わった地域包括ケアシステムの推進が求められています。

一方、子どもを取り巻く環境は、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進み、養育者の子育てに対する不安や負担感が増大しています。また、いじめや不登校、虐待、貧困等などの問題を抱え、地域の中で孤立する子どもたちも少なくありません。障害児者支援においても、社会資源の不足などにより、同様の問題が複雑に絡み合っています。

このような状況において、中野地域ケアプラザは高齢者、子ども、障害児・者、生活困窮者など、対象を問わず、地域住民の誰もが自分らしい生活を続けられるよう、「地域の身近な福祉・保健の拠点」としての役割を果たします。地域住民の福祉・保健活動やネットワークづくりを支援するとともに、住民主体による支え合いのある地域づくりを推進します。さらに、地域の中での孤立を防ぎ、支援が必要な人を把握し、それぞれの専門性を生かした総合的な支援を行うとともに、地域の課題を明らかにし、地域住民とともに解決に取り組みます。そのため、次のような役割を担います。

- (1) 地域の身近な相談窓口として、日常業務および地域住民とのつながりを通じて、あらゆる相談及び情報を受け止めます。
- (2) 受け止めた相談や情報に対して、地域ケアプラザの各職種が連携し、適切な支援を行うとともに、必要に応じて専門機関等につなぎ、支援策の検討に関与します。
- (3) 地域住民や関係者と連携・協働し、地域の魅力と課題を把握し、地域ケアプラザとして課題解決に向けた活動を行うとともに、住民主体によるつながりや支え合いのある地域づくりを支援します。
- (4) 地域、区役所、区社会福祉協議会、関係機関、その他様々な団体や他の地域ケアプラザと連携し、個別支援や地域支援を通じて捉えた課題や地域の取り組みを区の施策につなぎます。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

ケアプラザ担当圏域（本郷第三地区）には昭和 30～40 年代頃に傾斜地へ宅地開発された戸建て住宅が多く、高齢化が進んでいます。一方で、幹線道路沿いや駅徒歩圏のエリアには、マンション開発が進み子育て世代が多く居住しています。

ケアプラザの近くには、市民が交流する場として親しまれている本郷ふじやま公園があり、また地区の中央を流れるいたち川の支流では、夏になると蛍が見られるなど、豊かな自然環境が広がっています。

各自治会町内会では、季節行事などが多く催され、住民同士の顔の見える関係づくりを意識した取り組みが活発です。また、防災意識が高い地域が多く、要援護者支援体制の整備や安否確認訓練も積極的に行われています。

地域の各種活動団体は、福祉保健計画の推進を通じて横のつながりを強めており、連携したイベントや研修会なども開催しています。しかし、自治会町内会の役員を含め、次世代の地域の担い手不足は顕著になっています。

ケアプラザ担当圏域の高齢化率は、栄区の平均とほぼ同程度で推移していますが、担当圏域には高齢化率 50%を超える単一自治会もあります。生活道路に坂道が多いため移動が困難なことや、消費者被害・権利擁護に関する問題、認知症や孤立といった課題が深刻化しており、一人暮らしや高齢者のみの世帯の増加が地域に大きな影響を及ぼしています。

ケアプラザは地区別福祉保健計画の取り組みの中で、地域住民や関係者はもとより、区役所や区社会福祉協議会とも連携し、地域の課題や実情を把握・共有することを重視しています。また、課題解決に向け、関係機関や団体、組織といった社会資源へのアプローチを積極的に行っていきます。

さらに、地域の会議や行事、日常のやりとりを通じて培われた各関係団体や活動者とのネットワークを活かし、地域課題をテーマとした自主事業を展開するとともに、運営側としての参加や共催事業の開催を呼びかけ、地域全体での取り組みを進めていきます。

住民が課題解決のプロセスに主体的にかかわる協働の場を意図的に設けることで、「我が事・我が町」の意識を醸成し、自主性を育むことができます。これにより、地域力の向上につながると考えています。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

- ・区社会福祉協議会や区役所とは地区別計画（地域福祉保健計画）の策定、推進において、地区支援チームの一員として、それぞれ地区の担当者と連携し進捗状況を共有します。
- ・地域の関係団体とは、定例会などに参加し情報発信・収集を行いながら関係性を深めるとともに、ケアプラザの機能を生かした役割を担い、地域力向上へとつなげます。主な取り組みとしては、民生委員児童委員協議会から定期的に依頼されるケアプラザでの研修への協力、連合町内会の定例会での情報の発信、また単位町内会や有志による生活支援ボランティアの運営会議におけるアドバイザー的役割などを担います。
- ・子どもや障害分野、医療機関などの専門機関の連絡会や研修会を通じて連携を深めるほか、共催事業の開催や講演依頼など、日常的に相談、連携できる関係性を構築します。

・単館のケアプラザの実施よりも、区域全体で連携する方が地域にとって有益である事業や、単独では開催が困難な事業については、区内のケアプラザと連携して取り組みます。(障碍児関連事業、よこはまシニアボランティアポイント登録研修会、地域の担い手発掘など)

各事業の区内連絡会において情報共有し、日頃から相談しやすい環境づくりを行います。また地区別計画においては、地域包括支援センターの担当圏域で重なる地区もあるため、事務局として連携、協働して計画の推進にあたります。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

<基本理念>

社会福祉法人ル・プリは、平成 29 年度に 3 つの社会福祉法人（くるみ会・試行会・杜の会）が合併してスタートをした法人です。合併し規模を大きくしたということではなく、支えなければならぬ人への支援やそれを取り巻く、重層的に折り重なる社会福祉の課題に対して、横浜市の各地域での実践を通じて、より高い水準で充実させたいと念願しています。そのために、支援を必要とする人との関係性を豊かにしながら、ともにあるという実践を求めています。また、三法人の諸成果と諸課題をふまえたうえで、新しいフェーズでの実践に向かうために、襷(ひだ)のような折り重なりを作り、互いに互いを包み込みながら、自らの組織を作っていきます。

<基本方針>

社会福祉法の改正によって、国は、社会福祉法人のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財政規律の強化、地域での公益的取り組み実施の責務等を期待しています。われわれ社会福祉法人ル・プリはこれを正面から受けとめるとともに、わが国において姿を現している、社会の高齢化、家族関係のたえまない変容、新たな貧困と格差の出現…といった事象を背景に生じている福祉ニーズの高まりにも、理念・組織・支援の技法・具体的な支援の動き、そのすべてにわたって、たえず自己省察を加えながら応えていきます。

社会福祉法人の活動は、利用者支援を考えていくときに従来の枠組みに収まらない取組みを考えねばならないことが、多くなってきています。また、これまでの経験に依った手法では達成が難しい取組みに対し、新たなアプローチを検討していかなければならないことも多くなっていくことが考えられます。この時、法人には常に積極的に踏み出していくことを第一としていく姿勢が求められていくに違いありません。こうした法人の姿勢を具体的に体現していくのは、各事業所の取組みであり、その実践を担う各事業所責任者にあつては、現状分析力、先見力、判断力を自律的に養い、高めていくことを求めています。

さらに、会計監査人制度を導入し、法人の公正かつ適法な経営スタンスの確立と共に、各事業所それぞれにおける適正な業務執行が強く求められることになります。積極的な事業展開と共にコンプライアンスを常に意識した取組みを重要としていきます。

<業務実績>

社会福祉法人ル・プリは、平成 29 年 4 月、社会福祉法人くるみ会(昭和 41 年 10 月設立)と社会福

社法人試行会(平成8年設立)・社会福祉法人杜の会(平成8年設立)が合併してできた法人です。

三つの法人は、障碍児者支援を中心に高齢者事業・児童関係の事業を横浜市の広範囲にわたり積極的に事業展開してきました。特に杜の会事業部は、栄区・港南区・泉区をエリアとして事業を展開しそれぞれの事業の特徴をいかし連携して取り組んでいるのが特徴です。

事業内容は

高齢者関係事業所として

地域ケアプラザ(4館)・訪問介護事業(1事業所)・小規模多機能型居宅介護(1事業所)
・通所介護事業(3事業所)・居宅介護支援事業(4事業所)、

障碍者関係事業として

障碍者入所施設(3施設)・障碍者地域活動ホーム(2施設)・通所型障碍福祉サービス事業所(20事業所)・障碍者グループホーム(57ホーム)・障碍者特定相談支援事業(3事業所)・その他各種事業
児童関係事業として

児童養護施設(2施設)・子ども家庭支援センター(1施設)・福祉型障碍児施設(2施設)・保育所
(3施設)・寄り添い型学習等支援事業(1事業所)など

その他公益的な事業を含め、地域を含めた様々な福祉ニーズに向き合い社会福祉法人として取り組んでまいりました。

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

社会福祉法人ル・プリは、高齢・障碍・児童と幅広い福祉事業を展開し年間約72億の収入と約1200名を超える職員を雇用しています。多様な事業を展開することで法人の安定した収入及び人材の確保が可能となります。

経理委託の会計事務所の他に、平成30年度から外部会計監査人制度を導入し会計監査法人奥津公認会計士共同事務所から定期的に経理及び運営内容等について細やかな点検作業を行っていただいています。外部監査導入以降、毎年、決算時には無限定適正意見の評価を頂き、法人の運営・経営に関し高い評価を頂いています。

R5年度時点における具体的な決算状況(法人全体)は、以下の通りです。

資金収支計算書での決算実績は、事業活動における活動の収入が7,203,392千円、支出が6,640,863千円、その差額の事業活動収支差額は562,529千円の黒字、施設整備等による収支差額は-315,805千円とその他の活動による収支差額は-87,021千円の赤字額ではありますが、全体の収支差額の合計である当期資金収支差額は159,701千円の黒字となっています。また、前年までの累計の当期末支払資金残高との残高は、1,511,242千円となり着実にキャッシュフローの安定化につながっています。事業活動収支計算書においても、サービス活動収益が前年度に比べ増加していることは事業も成長していると言えます。また、当期活動増減差額の増額も前年度に比較し84,919千円の増額になり安定した経営ができる基盤となっています。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

福祉（サービス）の質は「職員の質」に直結するという基本的な人事管理制度の考えのもと、職員の確保・配置及び育成を、ケアプラザ運営における重要課題として位置づけています。

ケアプラザの各事業が連携することで、地域における個々の支援がより効果的に行えると考えています。そのため、所長には各事業部門の実情を把握し、適切に連携・調整を図れる力が求められます。また、各事業においては、地域ケアプラザの指定管理業務および介護保険事業における人員配置基準を遵守し、適正な職員体制を基本とします。

勤務体制については、労働関係法令や就業規則を遵守し、ケアプラザの運営に必要な体制を整えるとともに、職員の負担が過度にならないよう配慮します。

現在、必要な有資格者・経験者の確保は社会全体で非常に困難な状況にあります。法人の合併によるスケールメリットを活かし、他事業所での経験を積んだ有資格者の確保や適切な職員配置を進めていきます。また、福祉関係の学校などから実習生を積極的に受け入れることで、将来的な人材の確保にも繋げていきます。

さらに、採用にあたっては、災害時に福祉避難所としての役割を担う必要があることを踏まえ、速やかに参集できる範囲に居住する職員を可能な限り採用していきます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

・職員間で日常的に行われる OJT を中心に、各部門の年間研修計画に基づき、職員の階層に応じた外部研修への積極的な参加を促し、専門性の向上に努めます。研修参加後は、報告書を作成し回覧するとともに、会議にて他の職員への伝達研修を行い、内容を共有します。

・職員一人ひとりが事業計画をもとに目標を立てて実践することで、業務の活性化を図り、働きがいのある職場づくりに繋げていきます。また、毎年全職員を対象に意向調査を実施し、個々の能力や適性を考慮した配置転換を行うことで、スキルアップや達成感を得られる環境を整えます。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

市民利用施設として、安全性の確保と良好な機能の維持を目的に、建物・設備の適切な維持管理に努めます。空調・電気設備、機械警備、エレベーター、自動ドアなどについては、定期的な保守点検を実施するため、それぞれ専門業者と委託契約を締結し、点検時には業者から設備の状態について状況を聞き取り、常に予防保全を心掛けます。また、月に1度の全館定期清掃に加え、日常清掃、施設周辺の植栽の剪定作業や消毒も専門業者に委託し、常に清潔な環境を提供できる体制を整

えていきます。なお、設備の老朽化が進んでいるため、各機器の耐用年数を調査し、適切な時期に修繕を積極的に実施します。大規模な修繕が必要な場合は、都度、区と協議を行います。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

利用者の安全と安心を確保し、満足度の向上を図るため、事件・事故および急病時の対応に万全を期します。これらの防止と適切な対応を通じて、より質の高い福祉サービスの提供を目指します。

そのために、必要な組織体制を整備し、施設設備の安全管理を徹底するとともに、以下のような事態の発生を防止・解消する体制を確立します。

- 福祉サービス提供の過程で発生する事件・事故
- 事故には至らなかったものの「ヒヤリ・ハット」する事態
- 利用者の急病や体調不良

これらに対応するため、組織全体でリスクマネジメントを推進し、適切かつ安全な福祉サービスの提供に努めます。

緊急時に対応する職員は、事件・事故・急病時の緊急対応マニュアルに基づいて行動し、必要に応じて職員同士が協力しながら迅速に対応します。特に急病時には、以下の対応を徹底します。

1. 急病者の容態を迅速に確認し、適切な応急処置を実施する
2. 緊急性がある場合は速やかに救急車を手配し、医療機関への搬送を行う
3. 上司へ速やかに報告し、必要な対応を協議する
4. ご家族へ迅速に連絡し、状況を共有する
5. 対応の経過を詳細に記録し、職員間で情報共有と対応についての振り返りを行う

事件・事故・急病の記録は発生後に詳細に記録し、経過を追跡します。その後、多角的な分析を行い、職員全体で改善策を検討・共有し、再発防止に努めます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

定期的に行われる区内の福祉避難所連絡会に参加し、他事業所との交流を深めるとともに、研修を通じて常に最新の情報を収集するよう努めています。また、整備された福祉避難所マニュアルについて確認する内部研修を実施し、職員間で内容を共有することで、発災時に誰もが迅速かつ適切に対応できる体制を整えます。

区役所との情報伝達訓練や、設営のシミュレーション、安否確認訓練など、定期的に避難所立ち上げに必要な訓練を実施しています。備蓄物資については年に1度棚卸を実施し、保管状態の確認や賞味期限の確認を行います。

職員の参集については横浜市内で震度5強以上が観測された場合、被災状況に応じて正規職員以上が参集し、避難所開設の体制を整えます。他の職員について、発災直後は待機となりますが、本人・家族の安全が確保できたところで参集し避難所運営に加わります。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

大地震や風水害などの自然災害や感染症のまん延など、不測の事態が発生しても重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短期間で復旧できるよう、事業継続計画（BCP）を策定しています。この計画には、方針・体制・手順などを明確に示し、災害時でも適切に対応できる体制を整えています。

また、ケアプラザでは、災害発生時に福祉避難所として地域の要援護者を受け入れることを想定しています。そのための方針・体制・手順を示したマニュアルの整備や、必要な備蓄の準備を進めています。

さらに、合築施設である障害者施設「SELP・杜」と定期的に合同防災委員会を開催し、災害時の連携を確認しています。防災訓練は年3回実施しており、そのうち1回は大規模地震を想定した訓練を行います。発災時の初期行動の確認、避難誘導訓練を実施し、職員・利用者だけでなく、貸館を利用する地域の方々にも参加を呼びかけています。

法人本部では災害対策本部を設置し、緊急時の連絡網を整備しており、指示系統を明確化しています。さらに、業務で使用しているグループウェアの機能を活用し、職員の安否確認を迅速に行える体制を構築しています。職場管理者が使用する携帯電話は「災害時対策用」の契約となっており、発災時でもつながりやすく、迅速な連絡が可能です。さらに、携帯用の無線機も備えており、内部だけでなく外部との情報収集や連絡が円滑に行えるよう準備しています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

アセスメントにより、把握された解決すべき課題に対応するための最も適切なサービスの組み合わせについて検討し、事業者については利用者本位で選択できるよう、同一サービスでも複数ヶ所を紹介するよう努めています。

利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供されるサービスの目標及びその達成時期、サービスの種類、内容及び利用料並びにサービスを提供する上での留意事項等を記載したサービス計画の原案を作成しています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

毎年実施する「利用者アンケート」「振り返り」に加え、部門ごとに事業や行事等の終了時にはアンケートを行い、参加者の意向を把握できるよう取り組みます。また来館者との普段からのコミュニケーションを大事にし、何気ない会話の中から潜在的なニーズを拾えるよう努めます。頂いたご意見・ご要望は、職員間で共有出来るよう報告書として記録に残し、環境の改善やサービス体制の見直しに繋がります。

相談・苦情に関しては、法人の苦情解決規定、また事業所の「苦情対応マニュアル」に従い対処します。各部門に「相談・苦情窓口」を設け、受け付けた職員が相手の話を良く伺い、所長に報告し、部門により対処できる内容か、職員（所長・各部門主任・担当職員）で構成する苦情対策委員会あるいは、法人の苦情対策委員会であるか、行政機関への申し立てが必要であるか等を迅速に判断し対応します。また申し立て・対応内容は詳細に記録し、内容に応じて関係機関に報告します。いただいた苦情は、真摯に受け止め今後の対応に生かします。

アンケート・苦情は、当事者に配慮した上で、原則公開することとします。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

【個人情報保護】

横浜市個人情報の保護に関する条例を遵守するとともに、法人の個人情報保護に対する基本方針に従い全職員に職員会議等で周知し、規則に基づく職員一人ひとりの個人情報保護に対する取組みを徹底します。

・入職時には研修を行い、法人に提出する誓約書には「業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密及び個人情報、並びに法人の運営に関する情報を、契約中及び契約終了後第三者に漏らさない」とし、署名捺印し遵守することとしています。

また、毎年、部門ごとに個人情報保護に関する研修を実施します。

その他、マニュアルを遵守し実行します。

【情報公開】

福祉サービスを適切・円滑に利用できるように掲示板等を使用し、必要な情報を公開します。また法人全体の事業状況を事業計画・報告・収支決算の状況・広報誌等についてホームページを通じて公開しています。他、開示申出があった場合は、法人の指定管理者情報公開規定に基づき対応します。

【人権尊重】

定期的に職場内で行う人権・倫理研修をはじめ、外部研修への参加など、横浜市人権施策基本指針を理解し、職員一人ひとりが人権について意識できる風土を築けるよう努めます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

1 <横浜市地球温暖化対策実行計画を踏まえた取り組み>

温室効果ガスがもたらす気候変動など、地球規模で対策が必要とされる温暖化対策について、横浜市が取り組む「横浜市地球温暖化対策実行計画」を踏まえ、連携して取り組みます。具体的には、2050年までの共通目標である脱炭素化「Zero Carbon Yokohama」に向けて具体的な取り組みを実行します。

<具体的な取り組み>

- (1) 横浜市の「エネルギーカルテシステム」を活用しエネルギー使用量の増減を「見える化」しエネルギーの消費削減に努めます。
- (2) ESCO 事業を活用し、LEDなどの高効率照明の導入を図りエネルギー使用量の削減に努めます。
- (3) 「夏・冬のライフスタイルの実践」の取り組み、照明機器、電気機器等の利用の適正化、冷暖房・空調温度の管理、冷暖房負荷の軽減等、運用面での省エネルギー対策を実施します。
- (4) 市民への普及啓発に協力します。
- (5) 職員の行動変容を促します。
- (6) プラスチックごみ、食品ロス削減対策の充実による循環型社会の形成に努めます。

2 <ヨコハマ3R夢（スリム）プランを踏まえた取り組み>

- (1) 分別・リサイクルだけでなく、ごみそのものを減らすリデュース（発生抑制）の取り組みを積極的に進めることで、ごみ処理に伴う環境負荷の更なる低減を図り、豊かな環境を後世に引き継ぐことを目指します。子供たちが将来に「夢」を持つことのできる社会の実現に取り組んでまいります。
- (2) 職員全員が徹底した分別とごみを出さない努力をします。例えば使用済みコピー用紙は裏面も使用し、コピー機に合わない紙はメモ用紙として使用します。メモが済んだものはシュレッターし、古紙としてリサイクルします。極力「生ごみ」として出さないよう努めます。

3 <横浜市中小企業振興基本条例を踏まえた取り組み>

- (1) 中小企業の振興が市民生活の向上において果たす役割の重要性を理解し、中小企業の健全な発展に協力するよう努めます。
- (2) 物品の購入や施設の修繕等を行う際は、横浜市中小企業振興基本条例に基づき業者を選択し契約します。食材などについても地域経済の発展・活性化につながるよう、出来る限り近隣の店舗や業者を優先して発注します。

4 <横浜市男女共同参画推進条例を踏まえた取り組み>

- (1) 事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めます。

- (2) 出産、育児、介護を理由に離職することがないように休業規定が整備され、取得・復帰しやすい体制が整っています。男女関係なく活躍できる働きやすい環境づくりを目指します。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

- (1) 職員全員が、来館者に対して挨拶と明るい笑顔、快い接遇とコミュニケーションを心掛け、話しやすい、相談しやすい、利用しやすいと思われる対応に努め、地域住民の利用促進を図ります。
- (2) 外の掲示板をはじめ、館内には様々な世代に情報提供ができるよう、年代にあった情報誌や事業案内、地域の情報を配架しており、誰でも気軽に立ち寄れる施設という認識を持って頂くための工夫ができています。
- (3) 広報誌「杜からの風」を定期的に発行し、地域への回覧を依頼して、ケアプラザの自主事業や情報をタイムリーに地域に提供し、多くの住民の参加を呼び掛けています。
- (4) ホームページを活用して3カ月先までの貸館の空き状況を発信するなど、利用促進の取り組みを行っています。今後は SNS ツールの活用も進めていくことで、事業への参加者の定着および新規参加者の安定を図ります。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

- (1) 受付窓口は「ケアプラザの顔」であることを認識し、来館者には明るく挨拶し、電話対応を含め、常に心地よい接遇を心がけます。誰もが安心して相談できるような環境・対応をすべての職員が実践します。
- (2) 相談として持ち込まれる場合だけでなく、来館者と日頃から積極的にコミュニケーションを取り、それぞれの課題を意識しながら、必要に応じた情報提供を行います。
- (3) 特に子育てや障碍に関する相談は、窓口や電話でよりも、自主事業やサロン、日常の会話から生じることが多いため、そのような声を的確に受け止める力を職員が身につけていきます。
- (4) 寄せられた相談は、必要に応じて部門を越えて情報共有し、適切な対応ができるよう努めます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

指定管理事業に関しては、定期的に5職種と所長で連携会議を行い、開催事業についての検討

や報告を行います。また、各事業の関わりの中で収集した地域の状況について情報を共有し、地域課題の確認や支援の方向性などを話し合うことで、各部門が連携した地域支援を推進します。

さらに、通所介護や居宅介護支援も含め、副主任以上が定期的集まり、ケアプラザ本来の機能を効果的に活かすための連携会議も開催します。この会議では、個別ケースや地域の動向、地域課題を共有し、適切な対応につなげます。

会議の場に限らず、日常的に部門を超えた支援を行うことを重視します。加えて、個別ケースや住民の声をもとに課題を抽出し、新たな社会資源が住民主体で生まれるよう支援していきます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域の活動団体、連合町内会、そして地区社協などのネットワークがケアプラザを中心に連携し、住民の意見やニーズをより効果的に収集できる体制を構築していき、各団体が協力し合うことで地域全体の活性化を目指していきます。

- (1) 連合町内会、地区社協主催事業への参画(季節ごとの催し物、防災訓練など)に参加・協力する事で、地域づくりに主体的に関わる地域住民と関係構築を図り、地域ニーズや課題把握に努めていきます。
- (2) 住民主体の連携・協議の場の構築に向けての取り組みを継続して参ります。
- (3) 地域行事に積極的に参加し、活動団体のキーパーソンとの信頼関係を構築できるように努めます。
- (4) 高齢者・子ども・障害・困窮支援などの各分野のネットワーク連絡会などに積極的に参加し、情報の共有を図るとともに協働事業を行うなど連携を深めます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえたうえで、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

- (1) 情報弱者となりがちな高齢者が安心して生活が送れるよう、ICT 活用を推進する事業を展開します。スマートフォンの操作支援や情報提供の充実を図り、区とも連携しながら、高齢者が社会とのつながりを維持できる環境づくりに取り組みます。
- (2) 福祉避難所として避難者の受け入れを円滑に行うため、区が主催する福祉避難所連絡会に参加し、関係機関との情報共有を進めます。また、定期的な情報伝達訓練に参加し、災害時に迅速かつ適切な対応ができる体制を整えます。
- (3) ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業において、区、地区民生委員児童委員と連携し、高齢者の孤立を防ぎ、地域全体で見守る仕組みを強化します。
- (4) 困難事例への効果的な支援を実施するため、区の地区担当ケースワーカーと日常的に情報を共有し、定例カンファレンスを開催します。複雑な課題を抱えるケースについて支援方針を検討し、より適切な支援を提供できるよう努めます。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

「さかえ・つながるプラン（地域福祉保健計画）」を区と協同して推進し、地域の中で見守り、支えあい、誰もが生き生きと暮らしていくことができる地域づくりを学校や関係機関、地域、事業者と協働して進めます

- (1) 栄区地域福祉保健計画策定・推進会議や定例の地区支援チーム会議に参加し、区役所・社会福祉協議会の地区担当者と情報を共有しながら繋がりを深めるとともに、区の方針を理解し、地区別計画や実施事業を関連付けて取り組みます。
- (2) 地区別計画の取組主体である「本郷第三地区支えあいネットワーク」の事務局として、区役所・区社会福祉協議会と連携し、地域住民による計画の策定・推進がスムーズに進行されるよう支援します。また課題解決に必要な事業者へのアプローチなど、地域の持っている力を十分に引き出すことを心掛け、住民ともに取り組みます。
- (3) 自主事業の開催内容においては、常に地域福祉保健計画に関連付けて考え、地域課題の解決に結びつくよう住民や他機関などと協働して取り組みます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

【事業開催にあたり】

年齢や障碍の有無にかかわらず、地域住民の誰もが気軽にケアプラザを利用できるよう、幅広い事業を展開します。また、地域福祉保健計画に関連する地域課題を意識し、他部門との連携や住民・関係機関との協働を通じて、実効性のある取り組みを実施します。

さらに、地域住民が主体となって地域活動を進められるよう、常に自主活動化を念頭に事業を企画します。自主活動の促進にあたっては、活動団体が自立できるまでの後方支援を行うとともに、自主化後も継続して活動が続けられるよう、定期的なサポートを実施します。

加えて、地域の特性を生かし、課題解決に向けた事業を企画するため、必要に応じて5職種が連携します。これにより、幅広い世代が地域活動に参加する流れが生まれ、地域全体のつながりがより強固なものとなることを目指します。

1 【高齢者】

介護予防の一環として実施しているスクエアステップや、お弁当を囲んで会食しながら相互に見守りを行うサロンなど、ケアプラザが事業として立ち上げ、自主活動化した団体が現在も複数活動しています。また、地域で暮らす高齢者や障害者の生活を支えることを目的に、ケアプラザ事業として発足したボランティアグループ「おたすけボラ・中野」についても、活動支援を継続しています。

2 【子ども】

子ども向けの講座や、小学校との密な連携を基盤にした福祉教育体験を積極的に実施していきます。地域での見守りや支えあいの活動を体験することで、地域福祉への関心を引き出し、次世代のボランティア育成を支援します。これにより、地域の福祉意識を高めるとともに、子どもたちの社会的な成長を促進します。カリキュラムの実施には、区社協や地域の活動者など多くの地域の力を巻き込み、今後も積極的に展開していきます。

また、地域の子どもたちが安心して集える居場所づくりを進めるため、地域の協力者とともに取り組んでいます。現在も地域の自主活動化に向けた支援を継続しています。

3 【障害】

障害分野では、複合施設である利点を最大限に活かし、定期的に SELP・杜と協力して事業を立案・実施します。この取り組みにより、地域住民の障害に対する理解を深め、障害者が地域社会で安心して暮らせる環境づくりを促進していきます。

また、栄区内の7つのケアプラザ・栄区社会福祉協議会・専門機関と共催し、障害児の社会参加や交流の場づくりを進めていきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

ケアプラザでの福祉保健活動に関する行事の予定表を掲示し、個々のニーズに応じた施設利用や行事参加を促進します。また、団体登録時には、地域のサロン、障害者支援、子育て支援などを行っている団体の紹介を紹介し、ケアプラザのサロン事業やデイサービスなども活動場所として積極的に案内します。

- (1) どの世代においても、単に部屋利用にとどまらず、地域行事やボランティア活動、自主事業への参加を呼びかけ、参加者や団体間のつながりを広げていきます。
- (2) ケアプラザの来館者や利用者がスムーズに地域活動に移行できるよう、地域資源となっている団体のキーパーソンとの関わりを大切に、良好な関係を構築するよう努めます。
- (3) 定期的に貸館利用団体連絡会を開催し、利用団体同士の交流の場を提供しています。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

ボランティア活動に関心を持ち、参加意欲を高めるための広報啓発活動を行い、ボランティア参加のきっかけを提供します。また、希望者のニーズに対応できるよう、活動場所となる団体や事業所とのネットワークづくりにも力を入れています。活動者の自主性・自発性を尊重しつつ、個々のスキルアップや特技を生かす体験や研修の場を提供します。

さらに、事業を企画する際は、すべての参加者が新たな福祉保健活動の担い手となる可能性をもっているという視点で、常にその意識を持ちながら取り組みます。地域に潜在している人材、特に定年退職後の男性を対象に、趣味や生きがいづくりを支援する講座を多く企画します。これ

らの活動を通じて、参加者がそのままボランティア活動に繋がるようサポートし、または趣味を楽しむ活動グループとして仲間づくりを促進します。そして、参加者とケアプラザスタッフとのコミュニケーションを通じて、その方に適したボランティアへと繋げていきます。

- (1) 参加者の「得意なこと・好きなこと」を面談でヒアリングし、それに基づいた適切なボランティアを紹介します。既存のボランティアメニューに加えて、一人ひとりの特性や強みを活かせる活動を共に考え、新しいボランティアメニューを考案・実施し、活動団体に紹介するなど、多岐にわたるボランティアコーディネートを行っています。
- (2) 新規人材の発掘を目的として、区内のケアプラザと連携し、定期的に『よこはまシニアボランティアポイント』の講習会を開催しています。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

- (1) 連合町内会や地区民児協の定例会などに出席し、地域情報やニーズ、課題を収集すると共に、ケアプラザからの情報やこちらがとらえた地域のニーズや課題を積極的に提供します。
- (2) ケアプラザの機能および情報発信においては、広報誌や区の広報媒体などのさまざまなチャネルを通じて、若年層から高齢層の情報収集手段に合わせた情報提供を行っています。
- (3) ホームページでは最新の情報を掲載していますが、今後は SNS ツールの活用を進めることで、若い世代の来館促進やケアプラザの認知向上に努めて参ります。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

区・区社会福祉協議会・ケアプラザ5職種で行う区と包括の定例カンファレンス、地域ケア会議、地域福祉保健計画推進会議、サロンや体操教室、ちょこボラや移動販売などの地域活動のどれもがニーズを把握する場だと言えます。ニーズと課題の分析、課題解決に向けた地域への提案や自主事業の根拠とするため、地区概況シートや横浜市オープンデータの数値を用いる場合もあります。例えば、前期高齢者率が高い、団塊世代の男性が多い、要介護認定率が低いなどを住民に働きかける根拠とし、その方たちが興味を持ち、且つ必要とする取組を実施し、一人でも多くの方が地域とのつながりを持つことを目指します。また、地域のキーパーソンや、区内の生活支援コーディネーターとの情報共有も大切だと考えます。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

住民だけでは解決に向けての取組が困難な課題は、民間企業等に連携を働きかけ、同時に彼等

の活動や考えを知る機会とします。例えば、買物支援や移動支援については、区・区社会福祉協議会・地区社会福祉協議会と連携し移動販売や乗合いタクシー、車両貸し出しの実施に、住民の範疇を超えるちょこボラについては社会福祉法人の社会貢献活動につなぎました。また、高齢化率の高い栄区の現状周知と認知症理解を進めるため、チームオレンジを活用します。企業にとっても「認知症理解」は重要だと伝えられればと思います。企業に「自分たちも大事な社会資源である」という意識を持ってもらうには、地域住民とともに活動することも大切にします。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

地域福祉保健計画推進のための分科会、民生委員との懇談会、移動販売やちょこボラの定例会、地域活動やケアプラザ貸室団体から得る情報は一箇所にとどめることなく、地域や専門職と共有します。そして、協議が必要な場合は、既存の会議体でその解決に向けて話し合う場を設け、それを協議体とします。また、特定の町内会自治会に対して、まちの強み・弱み・展望を話し合う場も新たな協議体とし、その開催を提案します。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

マッチング支援をするためには、民生委員や地域のキーパーソン、地域包括支援センターやケアマネジャーとの連携が大事であると考えます。特にケアマネジャーには、ちょこボラだけでなく、その他のインフォーマルサービスについてももっと知っていただければと思います。実際、ケアマネジャーから直接相談を受け、体操教室や認知症の方の活動の場などをマッチングした件もあります。また、マッチングに至らないケースについては、新たな社会資源創出を考える機会とします。地域・専門職への生活支援体制整備事業の周知はまだまだ進めなければいけないと感じます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

18 区の中で一番高齢化率が高いと言われる栄区ですが、これまでは要介護認定率の低さから「元気な高齢者が多い」との評価を受けていました。しかし団塊の世代の方がもれなく後期高齢者を迎えた 2025 年になり、何らかの支援が必要になる高齢者が増えてきていることを実感しています。

地域包括支援センターでは相談者からの丁寧な聞き取りを実施し、急いで対応が必要であれば、しかるべき機関に速やかにつないでいきます。相談内容も介護保険にとどまらず、障害や生活困窮、施設入所など多岐にわたるため、これまでの 20 年間の地域包括支援センター業務の中

で関係を育んできたあらゆる機関と連携しながら共に対応を検討します。すぐに解決に至らないことも多いですが、継続的に支援できるように記録をきちんと残すなど、所内での情報共有を密にしています。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

令和6年度からチームオレンジ事業として3つの柱（地域班、企業班、認知症マップ班）となる活動を開始しています。地域班では、エリア内のキャラバンメイトと協力して講座を開催、地域住民への認知症理解の普及啓発を行っています。企業班では、地域の企業・店舗向けアンケート調査等実施、店舗向けに認知症の方への対応についての啓発を行っています。認知症マップ班は認知症マップを製作することでの住民同士の繋がりづくりや、認知症マップを通して地域住民への認知症理解推進のための活動を行っています。

また令和7年度からはキャラバンメイト連絡会を定期的を開催し、担当エリア内のキャラバンメイトと協働して各班の活動を広げ、認知症サポーター養成講座等を開催し、地域で暮らす認知症の方およびその家族への理解と支援の輪を広げていきたいと考えています。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢化率の高い栄区においては、高齢者が相談のため来所する事が困難な状況の時は、訪問で状況を確認し、速やかに支援に繋げる体制を整えています。また権利擁護普及啓発事業（消費者被害防止、成年後見制度等、シニアライフノート）の普及・啓発のために地域のサロン等での出前講座を積極的に行います。地域住民向けに年度内3～4回ケアプラザで連続の権利擁護講座を開催し、自分自身の人生を主体的に考えるきっかけ作りに繋げています。

成年後見制度について相談があった場合は関係機関と連携し申し立て支援を行います。

消費者被害については消費生活センターと連携し相談の早期解決にあたります。

高齢者虐待防止については、支援機関が早期発見・対応が可能となるよう各支援機関への出前講座を行い連携体制の構築に努めます。虐待発見時には関係機関と連携して早期解決にあたります。また介護者支援として「介護者の集い」を定期開催し介護負担の軽減等に努めます。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

■ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

介護保険の要となるケアマネジャーが、出来るだけ利用者支援をしやすいように、地域資源だけでなく地域の活動者（民生委員など）に直接話が出来るように橋渡しの役割を心がけています。

昨今、以前に比べケアマネジャー不足が問題になっています。新しくケアマネジャーになった方が長くケアマネジャーとして就労できるように横の繋がりをつくり、お互いを励まし合うような関係が作れるように、年間複数回新任ケアマネ研修を開催し、好評を得ています。

■在宅医療・介護連携推進事業

引き続き栄区在宅医療相談室と連携しながら、医療・介護連携に関わる研修を年間数回開催しています。今年度は年間3回「見える事例検討会」を開催し、ケアマネジャーをはじめ、医療職や介護職合わせて毎回50名程度の参加があり、それぞれの専門性を活かしながら意見交換し事例検討ができました。今後も同様の研修を続けていく予定です。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

これまで個別の地域ケア会議を積み重ね、地域課題を抽出することを心がけて取り組んできました。その地域ケア会議には、同じケアプラザの地域活動交流や生活支援体制整備事業の職員も参加し、地域で暮らす高齢者の課題に対して、それぞれどのようなアプローチができるか、またその高齢者の課題は固有のものではなく、誰もが直面する課題であるなどの気づきを得る中で、どのような地域が暮らしやすい地域なのかを考える機会になっています。

さらに今後もこのような地域ケア会議を積み重ねながら、「出来るだけ長く住み慣れた街で暮らすことができるための地域包括ケアシステム」の構築を目指していきたいと思います。

カ 指定介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

利用者の心身の状況等を勘案して、改善可能な状況を確認し、その上で適切な介護予防プランを作成するとともにサービス提供事業者等との連絡調整を行います。利用者数に適した専門職員の配置を行うとともに、定期的な研修を行い、個々の専門性を高められるよう取り組みます。

業務委託先の事業所については、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち選定します。原則、複数の選択肢を提示し、利用者選択のもと不当に偏ることがないように公平中立に行います。

支援を行う上では、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体（インフォーマル）との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整を行います。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

担当エリア内の町内会やシニアクラブ、サロンなどをはじめとする地域の集いの場に積極的に声をかけ、ニーズに応じた柔軟な出前講座を開催していきます。普及啓発強化事業については、住み慣れた地域で自分らしく元気に生活できるよう、情報提供を行うとともに、介護予防の重要性を多くの人に伝えるため、誰もが参加しやすい企画を立て、各地区へ出向いて実施していきます。

す。担当地域では、健康診断の受診率にばらつきがあるため、多くの人が関心を持てるような企画を考え、広報の方法も工夫していきます。また、一人ひとりに対して丁寧に声をかけるなど、積極的な普及啓発に努めます。

地域活動支援については、個別訪問やアンケートを通じて地域住民のニーズを把握し、それを地域と共有したうえで、様々な行事や講座の企画・運営を後方支援し、地域力の強化に取り組めます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

地域が活性化することは、暮らしやすい地域づくりに直結することであり、とても大切な事だと実感しています。

特に高齢化率の高い栄区において、子育て世代の流入を増やすことはとても重要ですが、さらに多世代交流や地域住民同士のつながりづくりは、地域を明るくする材料であり、高齢者にとっては介護予防でもあり、生活支援体制整備事業に通じるものでもあります。

以上のことから、地域包括支援センターだけでなく、地域活動交流や生活支援体制整備に関わる職員とも協働しながら、地域福祉保健計画の推進やチームオレンジ事業などを通して、フォーマル、インフォーマルに限らず、あらゆる機関とネットワークの構築をはかり、共に暮らしやすい地域づくりを目指していきたいと思います。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

利用者が可能な限り住み慣れた地域で、安心してその人らしい、自立した生活を送れるよう、利用者の選択に基づき、適切な保健医療及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的、かつ効率的に提供されるように支援します。また、利用者が生活している地域の理解を進め、インフォーマル情報を収集・提供することで地域とのつながりを持てるように支援します。

さらに、公共施設の事業所として地域に根ざした支援を実践し、地域の皆様から信頼され、必要とされる事業所を目指します。

(1) 基本姿勢

利用者の心身の状況、その置かれている環境などに応じて、利用者の意思を尊重し可能な限り住み慣れた地域で生活を続けられるよう支援を行います。

(2) 連携・協働

中重度者や支援困難ケースに対して、ケアプラザとしての特性を活かし地域包括支援センター(指定介護予防支援事業者)との連携した効果的な支援を行うとともに、行政・保健医療・福祉サービス・各関係機関とのチームケアを推進し、利用者を支えるネットワークを構築できるよう努めます。

(3)職員の資質・専門性の向上

ケアマネジメントに必要な知識及び技術を取得し、一人ひとりが支援者としてより専門性を高められるようスキルの向上を図ります。

(4)特定事業所加算の算定

医療が必要な状況になっても在宅で安心して生活が続けられるよう、医療・看護・介護等の関係機関と連携を図ります。また、休日や夜間帯も安心して生活できるよう24時間の連絡体制を確保し相談支援に取り組みます。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

「寝たきり」「閉じこもり」を作らないを合言葉に、人と人とのふれあいを通じて、地域の高齢者を元気にします。本人の残された能力を最大限に生かし、受身ではなく主体性や自発性を個別に引き出すとともに、常に畏敬の念を持ち生理的根拠に基づいた継続性・連続性のある介護を実践します。

【入浴】

家庭に近い個別浴槽を設置し、個々の身体能力や希望に応じた入浴サービスを提供しています。同性介助を原則とし尊厳に配慮しています。

【食事】

管理栄養士によってバランスの考えられた献立とともに、安全な食材と季節感ある自前給食を提供しています。定期的にイベント食を実施し、食べることを楽しみや生きがいと感じていただくことで身体機能や生活意欲の向上に繋がります。また職員も同じメニューでテーブルにつき、ともに会食することで関係性を深める場としています。

【機能訓練】

生活日常動作に必ず求められる「座位」を基本とした機能訓練を実施します。具体的には正しい座り方、運動力学にかなった立ち上がり方を実践します。また外部のリハビリ専門職（理学療法士）に定期的にアドバイスをもらい、個々の身体状況に合わせた機能訓練計画を作成・評価します。訓練内容としては、立ち座りの生活動作や体操、マシンを使ったトレーニング、歩行訓練や階段昇降等の機能訓練を実施します。

【レクリエーション】

「生活とリハビリ研究所」の考えを基に、風船バレーやポートボールなど、遊びの中にリハビリを取り入れた遊びりセッションプログラムを行います。遊びの中で自然に手足を動かし笑うことで機能訓練や免疫力の向上に繋げ、脳トレによる認知症進行予防などに取り組みます。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

毎年度、指定管理料、介護保険事業における収入を基に、それぞれの、各事業部門の収支予算計

画、事業計画を作成します。指定管理料の執行においては、配分される費用(人件費・管理費等)を上限にして執行できるように予算管理を行います。介護保険事業においても利用者サービスを充実させるために収支管理に務めます。ケアプラザの管理運営においては、共有の設備の維持管理が必要となりますので適正な按分にもとづき経費の執行を行います。

施設の維持管理については合築の SELP・杜と一体的に行い、経費も按分となるため効率的な運営が行えます。水光熱費においても介護保険事業との按分率の関係で、通所介護事業の利用者数が増えれば指定管理料からの負担が減るようになっていきます。利用者の増加は通所介護事業にとっても増収に繋がり双方にとってプラス要因となることから、通所介護事業の運営も経営面において大変重要と考えています。

施設本体や設備の老朽化により修繕費や備品更新に要する費用も増加していくことが見込まれますが、利用者が利便性良く、安全に施設を利用できるよう計画的な修繕と備品の更新を行っていきます。

各部門で実施される事業においては企画書にて予算を立て、終了後には報告書を作成し、その収支の管理を徹底します。

各事業、利用者が実費負担する費用については、適正な料金設定を行いかかる費用も明確にするようにします。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

自主事業の開催にあたっては、参加者から徴収する参加費負担を抑えるべく、実費負担分の根拠となる材料費、講師料等について十分に検討し、参加費収入のトータルが全支出を上回らないよう綿密に計算し実施します。

また備品や消耗品などを購入する場合、複数の販売ルートで比較検討を行い、安全性を踏まえたうえでより安価なものを選んでいきます。

団体の概要

(令和 7 年 2 月 20 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゅかいふくしほうじん る・ぷり) 社会福祉法人ル・プリ
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。	
(ふりがな) 名称	()
所在地	〒241-0812 横浜市旭区金が谷 550 番地
設立年月日	昭和 41 年 10 月 8 日
沿革	昭和 41 年 10 月 法人設立 (社会福祉法人くるみ会) 現行法人 昭和 42 年 4 月 知的障害児入所施設「くるみ学園」開設 昭和 56 年 4 月 知的障害者入所更生施設「やすらぎの園」開設 昭和 59 年 11 月 知的障害者グループホーム「くるみホーム」開設 平成 3 年 5 月 「第 2 くるみホーム」開設 平成 5 年 5 月 知的障害者通所更生施設「ひかりの園」開設 平成 8 年 11 月 法人設立 (社会福祉法人試行会) 平成 29 年 4 月法人合併に伴い解散 平成 8 年 12 月 法人設立 (社会福祉法人杜の会) 平成 29 年 4 月法人合併に伴い解散 平成 10 年 4 月 「横浜市中野地域ケアプラザ」開設 平成 10 年 9 月 知的障害者入所更生施設「青葉メゾン」開設 「奈良地域ケアプラザ」開設 平成 10 年 5 月 知的障害者授産施設「SELP・杜」開設 平成 11 年 9 月 知的障害者グループホーム「ファミ」開設 平成 11 年 7 月 「デイサービスセンター晴」/「高齢者グループホーム晴」開設 平成 11 年 12 月 知的障害者グループホーム「グループホーム空・風」開設 平成 14 年 5 月 障がい福祉サービス「ワーク中川」開設 平成 14 年 9 月 「らいふけあ中野(訪問介護)」開設 平成 14 年 4 月 障がい福祉サービス「くるみの木」開設 平成 15 年 8 月 横浜市二次相談支援事業 受託 平成 16 年 4 月 横浜市自立生活アシスタント 受託 平成 17 年 4 月 「かさまの杜保育園」開設 平成 17 年 12 月 「みどり活動ホームあおぞら」開設 平成 19 年 4 月 「ビーンズ保育園」開設 平成 20 年 10 月 「第 3 くるみホーム」「第 4 くるみホーム」開設 平成 21 年 4 月 児童養護施設「杜の郷」開設

	平成21年8月 児童養護施設「ポート金が谷」開設 平成21年11月 「第5くるみホーム」「第6くるみホーム」開設 平成22年4月 障がい福祉サービス「ぐるみの森」開設 平成23年3月 グループホーム「みなと」「みさき」開設 平成23年3月 「あおば地域活動ホームすてっぷ」開設 平成23年3月 「青葉台地域ケアプラザ」開設 平成23年8月 「ふれあい塾」開設 平成23年11月 「杜の郷子ども家庭支援センター」開設 平成24年3月 「第7くるみホーム」「第8くるみホーム」開設 平成25年3月 グループホーム「ひかりホーム」「第2ひかりホーム」開設 平成26年4月 グループホーム「第9くるみホーム」「第10くるみホーム」開設 平成27年4月 知的障害児入所施設「ぼらいと・えき」開設 平成28年3月 青葉区障害者後見的支援室「ほっぷ」開設 平成29年4月 法人合併にともなう名称変更 社会福祉法人ル・プリ 平成30年3月 グループホーム「第11くるみホーム」「第12くるみホーム」開設 平成31年1月 障がい福祉サービス「野のゆり6次舎」開設 令和元年12月 自立援助ホーム「サウウエスト金が谷」開設 令和5年3月 グループホーム「オリーブハウス1」「オリーブハウス2」開設 令和5年3月 グループホーム「谷」「絆」開設 令和5年4月 障がい福祉サービス「ワークステーション・ポパイ」開設
事業内容等	1 障害者関係事業 ・障害者支援施設 ・生活介護 ・就労継続B型事業 ・短期入所事業 ・共同生活援助事業 ・移動介護事業 ・相談支援事業 ・自立生活アシスタント派遣事業 ・ガイドヘルパー養成研修事業 2 高齢者関係事業（指定管理制度：中野地域ケアプラザ・日下地域ケアプラザ 委託事業：奈良地域ケアプラザ・青葉台地域ケアプラザ） ・地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業） ・生活支援体制事業 ・地域包括支援センター ・介護保険事業：通所介護、居宅介護支援 小規模多機能型居宅介護、訪問介護 介護予防支援 3 児童関係事業 ・障害児入所施設・保育所 ・一時預かり事業 ・児童養護施設・児童家庭支援事業 4 その他 公益的な事業（ふれあいショップ事業・横浜市高齢者用市営住宅等生活援助員派遣事業等）

財務状況 ※直近3か年 の事業年度分	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	総収入	6,779,829,299	7,102,829,006	7,285,143,097
	総支出	6,810,958,293	6,943,432,504	7,125,441,205
	当期収支差額	△31,128,994	159,396,502	159,701,892
	次期繰越収支差額	1,192,143,988	1,351,540,490	1,511,242,382
連絡担当者	【所 属】			
	【氏 名】			
	【電 話】			
	【FAX】			
	【E-mail】			
特記事項				